

工学院大学における研究活動に係る研究者の倫理宣言

(平成20年10月1日)

工学院大学は、「教育基本法及び学校教育法に則り、大学として、広く知識を授け人格の完成をはかるとともに、工学に関する高等の理論とその応用を教授並びに研究し、人類の福祉に貢献し得る人材を育成することを目的とする」という学則に則り、学問の使命に対する高い理想を持ち、研究活動を通じて、人類の福祉と世界平和や発展に貢献する。

研究活動に関与する者は、それが人間、社会及び自然環境に多大な影響を及ぼすことに鑑み、本学が受け継いできた良き伝統を堅持しつつ、常に良心に従って自己研鑽に努め、現代社会の今日的課題にも果敢に挑戦する。

本学は、研究活動の信頼性と公正性及び自由な研究活動の遂行を確保し、これに相応しい社会的責任を自覚して、本学の研究活動が社会から多くの信頼と尊敬を得られるよう、本学の研究活動に携わるすべての者に係る倫理的な態度と行動規範として、以下の事項を宣言する。

- 1 本学の研究活動は、人類の福祉や世界平和や発展など、人類共通の課題に積極的に貢献する。
- 2 本学の研究活動は、人間の尊厳を守り、生命倫理を尊重し、人間、社会、自然との調和的発展や社会的弱者の保護、地球環境の保全に十分配慮し、公益の増進に積極的に貢献する。
- 3 本学の研究活動は、国際的規範、国内外関係諸法令及び学内諸規定とその精神を遵守し、社会的良識をもって誠実に遂行し、研究成果を適切に発表することで時代や社会の要請に積極的に応える。
- 4 本学の研究活動においては、人権を尊重し、個人情報保護に留意し、共同作業の過程において一切のハラスメント行為や国籍、性別、年齢等による差別が生じないように努めるとともに、そうした行為のない大学づくりのために一致協力する。
- 5 本学の研究活動においては、社会との連携活動に伴う弊害が生じることのないよう留意し、適切なマネジメントに努める。
- 6 本学は、研究倫理に係わる教育・研修、研究環境の改善・整備及び安全管理等に努め、不正行為が起らない環境づくりに努める。

以上